



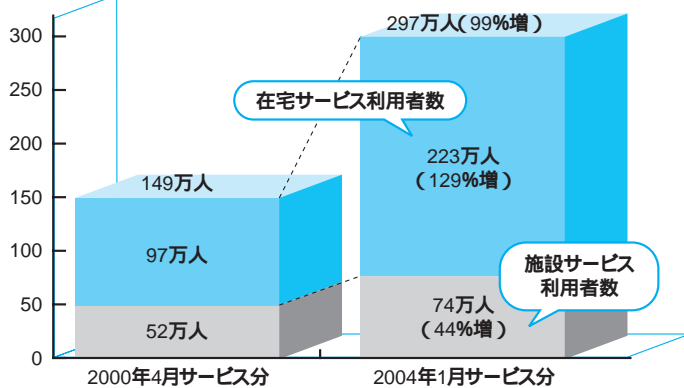
Q 介護保険の見直し策は

川原 清議員

A 制度改正に適切に対応

Q1 介護保険法附則第2条には、「施行後5年をめぐりとして見直す」とが定められており今年はその年にあたります。今回の見直し案は利用の多い軽度者をターゲットにした制度の後退面もあります。そこで次の6点について伺います。

介護保険制度利用者の推移（全国）



資料：厚生労働省

制度が出来て5年を経過したが、その間の総括を伺います。

見直し案は「要支援」「要介護1」を在宅サービスから外し「予防サービス」に切り替えようとしているが本村の対応は。

見直し案は軽度の施設入所者を在宅に追いやろつとしているが本村の対応は。

施設入所も出来ず、在宅サービスも受けられない方の対応策を示せ。

認知（痴呆）症への対応が遅れているがその対応策は。

老人虐待防止マニュアルを作れ。

A1 見直し案は10月をめぐりに示される予定になっています。

発足前は「保険あってサービスなし」といわれ心配したが利用者も増え、制度の認知度も高まり成果があつたと思います。

既存サービスを予防の観点から見直し、制度改正が明らかになり次第適切に対応してまいります。

本村には該当者がおりません。

いわゆる「介護難民」については16年10月現在で14人いますが今後待機者解消に向けて努力いたします。遅れていましたが昨年に認定基準の見直しがあつて精度の向上が図られています。見直し案でもさらに改善予定です。

県の調査では老人虐待は227件の報告があり、その内、本村は1件のみでした。関係者が対策を講じ現在には良好です。マニュアルの作成を検討します。

農業委の決定は瑕疵がある

Q2 巣子新駅をめぐる農地法第3条許可は瑕疵ある議決ではないか。

A2 農業委員は個々に判断をし、多数決で決めたもので瑕疵はないものと判断しています。